



# 令和8年度予算案について (成年後見制度利用促進・権利擁護支援関係)

令和7年12月  
厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課 成年後見制度利用促進室



# 令和8年度厚生労働省予算案における重点事項

「労働供給制約社会」へ本格的に突入するとともに、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、

- 社会構造の変化に対応した保健・医療・介護の構築や、包摂的な地域共生社会の実現等
  - 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
- について、以下を柱に予算措置を行い、安心と活力ある暮らしの実現を目指す。

## I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

### <医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等>

- 診療報酬改定 +3.09%、薬価等改定 ▲0.87%
- 介護報酬改定 +2.03%
- 障害福祉サービス等報酬改定 +1.84%

### <地域医療・介護の提供体制の確保>

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
- 救急・災害医療提供体制の確保
- 小児・周産期医療提供体制の確保
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

### <創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器等のイノベーションの推進、安定供給や品質・安全性の確保等>

- 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
- 研究開発によるイノベーションの推進
- 医薬品等の安定供給の推進
- 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

### <医療・介護分野におけるDXの推進、「攻めの予防医療」の推進等>

- 医療・介護分野におけるDXの推進
- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- がん対策、循環器病対策等の推進
- 重症化を含む予防施策の推進、女性の健康づくり

### <難病・移植医療・肝炎対策の推進等>

### <感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等>

### <安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保>

## II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### <賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援>

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

### <リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進>

- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

### <人材確保の支援>

- 深刻化する人手不足への対応

### <多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等>

- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進
- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現
- フリーランスの就業環境の整備

### <女性の活躍促進>

- 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性の健康課題に取り組む事業主への支援

## III. 包摂的な地域共生社会の実現等

### <地域共生社会の実現等>

- 生活困窮者自立支援等の推進
- 生活保護制度の着実な推進
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進

### <成年後見制度の適正な利用の推進>

- 相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備
- 困難な問題を抱える女性への支援の推進
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

### <安心できる年金制度の確立>

### <戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進>

### <被災者・被災施設の支援等>

# 令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

## III. 包摂的な地域共生社会の実現等

### 地域共生社会の実現等

#### ○生活困窮者自立支援等の推進

**898億円（833億円）**

- 自立相談支援事業における住まい支援等の推進、就職氷河期世代を含む就労訓練事業の普及促進
- 子どもの学習・生活支援事業等の推進
- 生活困窮者等に対する自立支援の機能強化

等

#### ○生活保護制度の着実な推進

**85億円（89億円）**

- 生活保護受給者の適正受診・健康管理の推進
- 生活保護業務を担う福祉事務所の適切な体制確保
- \* 臨時・特例的に生活扶助基準に上乗せしている特例加算について、1,000円引上げ（令和8年10月～：1人当たり月額2,500円）
- 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応
- ケースワーカーの業務負担軽減の推進、デジタル技術の活用等

#### ○障害者支援の促進、依存症対策の推進

**1兆8,720億円（1兆7,113億円）**

- 障害福祉サービス事業所等の整備の推進
- 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援 等

#### ○成年後見制度の適正な利用の推進

**46億円（48億円）**

- 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- 成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化

等

#### ○相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備

**1,015億円（885億円）**

- 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備
- 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約

等

- 地域との連携・協働を図るモデル事業の実施による互助機能の強化
- DWATの養成等による災害時の福祉支援体制の強化

#### ○困難な問題を抱える女性への支援の推進

**52億円（51億円）**

- 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進
- 困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進

#### ○自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

**58億円（58億円）**

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
- 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進
- 自殺対策の強化

#### 安心できる年金制度の確立

**13兆8,231億円（13兆6,129億円）**

#### ○持続可能で安心できる年金制度の運営

#### 戦没者の慰靈・戦没者遺族等の援護の推進

#### ○遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備

**34億円（33億円）**

#### ○戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶継承

**12億円（11億円）**

- 地域における戦没者の慰靈・戦争体験者の記憶継承の推進

#### 被災者・被災施設の支援等

**129億円（114億円）**

#### ○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

- 災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化

# 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和8年度当初予算案 8.0 億円 (10.2億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.8 億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 地域共生社会の実現に向けて、二期計画期間の最終年度におけるKPIの着実な達成及び各種取組を促進するため、また、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）のコーディネートを担う中核機関の法制化の検討を進めていることも踏まえ、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた取組を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

## 地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標  
**成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討 + 総合的な権利擁護支援策の充実**



### 1. 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

### 2. 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

### 3. 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- モデル事業の実践等も踏まえ、身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人の地域生活を支える新たな権利擁護支援策について、全国で実施する体制を構築する必要があり、具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するための調査等事業に取り組む。

# 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 5.4億円（7.0億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4億円

## 1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- 市町村においては、全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

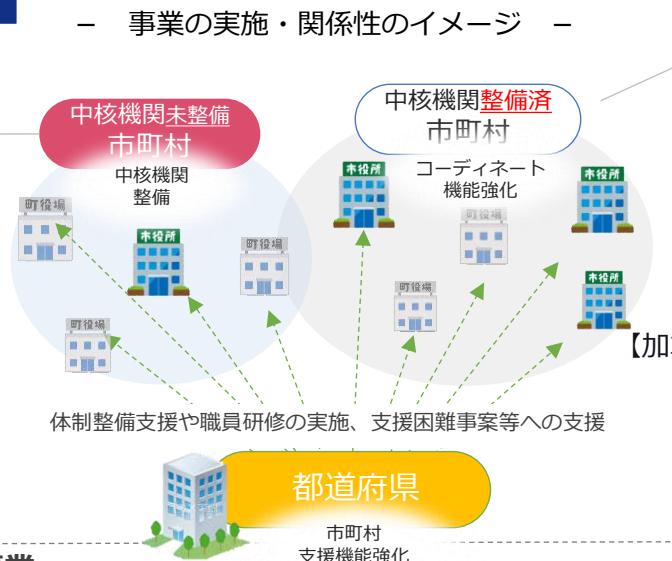
市町村

### ● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）  
〈基準額〉600千円  
〈補助率〉1/2

（中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村）



### 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行なう市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）  
〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】① 調整体制の強化  
② 受任者調整の仕組み化  
③ 対応困難事案の支援円滑化  
④ 広域連携の実施  
⑤ 【新】意思決定支援の確保を図る取組  
(※令和7年度補正予算のみ計上)

都道府県

### 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）

〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）

2：10,000千円

3：5,000千円

〈補助率〉1/2

- 1：【必須】①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施  
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施  
【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

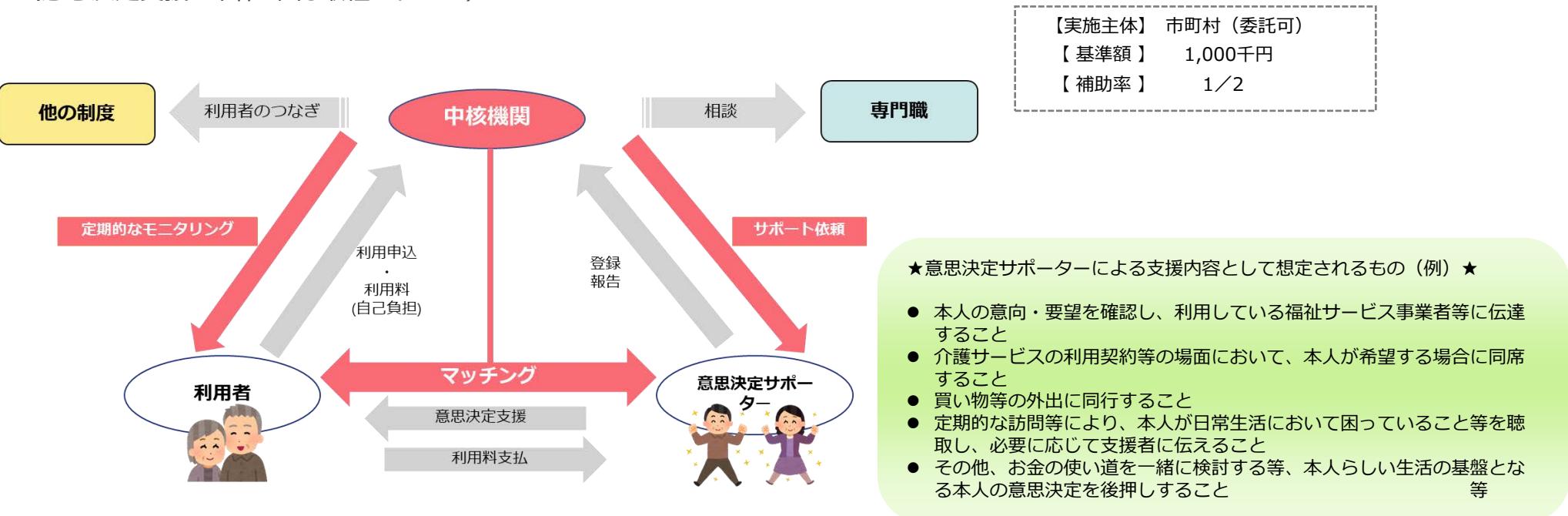
- ②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等  
法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- 2：  
3：【新】虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組  
(※令和7年度補正予算のみ計上)

## (参考) 意思決定支援の確保を図る取組（中核機関コーディネート機能強化事業）

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的であるとされている。
  - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定センターによる支援を受けられるよう、中核機関が、意思決定センターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進を図る。本人が、福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待できる。
  - なお、本人と意思決定センターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定センターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ））とされている。

（意思決定支援の確保を図る取組のイメージ）



# 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 0.8億円 (0.9億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 0.4億円

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

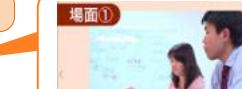
<基 準 額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円  
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

<補 助 率> 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼



支援チームの編成と  
支援環境の調整



対応力アップ

意思決定支援  
研修の実施

市民後見人・  
親族後見人等

市町村・中核機関職員  
福祉・司法の関係者

### ○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策との連携強化**に取り組む。

<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）

<基 準 額> 5,000千円

<補 助 率> 1/2



### ○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

<基 準 額> 300千円

<補 助 率> 1/2

法律専門職

オンラインによる  
相談等を実施



権利擁護支援チーム

# 「日常生活自立支援事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「日常生活自立支援事業」)

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 38億円（38億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 7.1億円（身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的な取組に係るもの）

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるよう<sup>(※)</sup>とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。  
※福祉サービス利用援助事業

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

### ②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

### ③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞ 利用者数に応じて算定 ＜補助率＞ 1/2 ＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2

## 【参考】身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

（※令和7年度補正予算のみ計上）

- 日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所するために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞ ①・②のいずれか実施：3,000千円(※)、①・②両方実施：6,000千円(※)

＜補助率＞ 1/2 ＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2  
※委託先の取組に応じ加算

# 権利擁護人材育成事業

## 1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

### (2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

## 3. 実施主体

都道府県(負担割合:国2／3 都道府県1／3)

## 4. 令和8年度予算案

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)86億円の内数

# 成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

## 1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

### (1) 成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
  - ・ 後見人等の報酬

### (2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

## 3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

## 4. 令和8年度予算案

地域支援事業交付金 1,807億円 の内数

# 障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和8年度予算案

地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数

## 1 成年後見制度利用支援事業

- ・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

- ・実施主体 市町村

## 2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

- ・事業内容

- ①法人後見養成のための研修
- ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ③法人後見の適正な活動のための支援
- ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

- ・実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

## 3 成年後見制度普及啓発事業

- ・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

- ・実施主体 都道府県、市町村

# 成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

## 1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

## 3. 実施主体

市町村（補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内）

## 4. 令和8年度予算案

地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（令和7年度予算：502億円）

# 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（障害者関係）

## 1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

### (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

### (3) 法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

### (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

## 3. 実施主体 (1) 都道府県及び市町村、(2) ~ (4) 市町村

## 4. 令和8年度予算案

地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（令和7年度予算：502億円）

# 成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

## 1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 実施主体

都道府県、市町村

## 3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

## 4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度から「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。）

## 5. 令和8年度予算案

地域生活支援事業費等補助金505億円の内数（令和7年度予算：502億円）

# 成年後見制度利用促進関係予算（令和8年度予算案）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定	○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 5.4億円（7.0億円） ※令和7年度補正予算 2.4億円 ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.8億円（0.9億円） ※令和7年度補正予算 0.4億円 ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.5億円（0.5億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円（1.0億円）	—	—	—
新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備	○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円（23百万円）	—	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円（97億円）の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金505億（502億円）の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成	—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,807億円（1,800億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）	
成年後見制度の広報・啓発	—		○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）	
日常生活自立支援事業・身寄りのない高齢者等の支援	○日常生活自立支援事業 38億円（38億円） ○身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業 ※令和7年度補正予算 7.1億円	—	—	

※（ ）内は、前年度当初予算額

# 中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和8年度当初予算案）

## 中核機関

### 権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 成年後見制度の利用支援・広報・啓発

- <高齢者>  
○成年後見制度利用支援事業  
(地域支援事業交付金)
- <障害者>  
○成年後見制度普及啓発事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

### 権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 市民後見人の育成・活躍支援

- 権利擁護人材育成事業  
(地域医療介護総合確保基金)

### 法人後見の担い手の育成

- 法人後見支援事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

取組実施

### 地域連携ネットワークの支援機能に対する中核機関のコーディネート機能強化

#### ●中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）

- …①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整の仕組み化・対応困難事案の支援円滑化、  
③広域連携の実施、④意思決定支援の確保を図る取組（※令和7年度補正予算のみ）

### 中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

機能強化

## 市町村

### 中核機関の立ち上げ

#### ●中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）…立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

運営

## 都道府県

### 権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 意思決定支援研修の実施

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 市民後見人の育成等

- 権利擁護人材育成事業  
(地域医療介護総合確保基金)

### 法人後見養成のための研修

- 法人後見養成研修事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

体制づくり

### 都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

#### ●都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）

- 1: 【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施  
【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

- 2: 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- 3: 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組（※令和7年度補正予算のみ）

取組実施

体制づくり

# 参考

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

## 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- 法務大臣による法制審議会に対する諮問(R6. 2)

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施(R4~)
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討(R6. 6~)

### 今後の対応

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的考え方の整理(R4)
- 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し(R6)
- 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)

#### (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行(R4~)
- 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- 後見等事務報告書式の見直し(R7. 4開始)

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
- 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

#### (4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

### 今後の対応

#### (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

#### (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- 受任者調整に関する手引きの作成
- 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

#### (4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### 各施策の進捗状況等

#### ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- 中核機関の整備状況 1,187市町村 (R6. 4)
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)
- 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

#### イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

### 今後の対応

- 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

## 4 優先して取り組む事項

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 任意後見制度の利用促進

- 利用促進に向けた周知活動の継続
- 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施 (R4. 12)

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人養成者数 25,607人 (R6. 4)
- 法人後見実施法人数 1,317法人 (R6. 4)
- 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

#### (3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出 (R5. 5)

#### (4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村 (R6. 4)
- 都道府県における取組方針の策定 28都道府県 (R6. 4)

#### (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- 都道府県による協議会設置状況 37都道府県 (R6. 4)

### 今後の対応

#### (1) 任意後見制度の利用促進

- 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- 親族後見人に対する支援の充実

#### (3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

#### (4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村・都道府県における取組の充実

#### (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

# 第二期計画の工程表とKPI①

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>周知・広報</li><li>適切な運用の確保に関する取組</li></ul>	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —		市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定</li><li>都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施</li></ul>	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施</li><li>成年後見制度利用支援事業の推進</li></ul>	・全47都道府県 ・全1,741市町村		都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善		都道府県による研修の継続実施 市町村による実施
	<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し</li></ul>	・全1,741市町村		市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ
	<b>都道府県の機能強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>都道府県による協議会設置</li></ul>	・全47都道府県		都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

## 第二期計画の工程表とKPI②

		KPI <sup>※1</sup> (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 <sup>※2</sup>	令和7年度	令和8年度
計 向 見 制 度 た し 等 検 に の の	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—			成年後見制度等の見直しに向けた検討		
	総合的な権利擁護支援策の充実	—			日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討		
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県			都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—			各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発		
	・基本的考え方の整理と普及	—			各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発
適切な後見人等の選任・交代の推進等	適切な後見人等の選任・交代の推進	—			市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応		
	（苦情対応を含む）	—					
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—			適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討	
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—					
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—					
地域連携ネットワークづくり	・保険の普及等事後救済策の検討	—			後見制度支援信託・支援預貯金の普及		
	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村			関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討		
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村					
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村			市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—			市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—			中核機関のコーディネート機能の強化		
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—			市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施		
					市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築		
					取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。